

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 5 年 9 月

陸 前 高 田 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	-----	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	-----	4
1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標	-----	5
2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	-----	8
第3 第1及び第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	-----	8
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	-----	10
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	-----	11
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	-----	12
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	-----	12
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施に関する事項等	-----	15
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	-----	15
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	-----	15
第6 その他	-----	17

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 陸前高田市は、岩手県東南端に位置し、県内で最も温暖な気象条件などの地域特性を生かして、水稻を主体とする複合型農業生産を展開してきた中山間地域である。東日本大震災により、沿岸部を中心に農地及び農業用施設は甚大な被害を受け、農業を取り巻く環境はより一層厳しくなったが、関係者が一体となって営農再開に向けて復旧を進めた結果、概ね完了したところである。今後は、温暖な気候を生かし、高収益性の作目を中心とした営農類型を担い手農家に導入し、地域として産地化を図ることとする。

また、水稻を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、多様な経営体が成り立つ農業発展を目指す。

なお、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、陸前高田農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 市の農業構造については、労働人口の流出に伴う過疎化や復興事業等による宅地化、恒常的勤務による兼業農家が増加したが、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交替等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）に集積されない農地について、一部遊休農地化しており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば認定農業者の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、市内全域において地域ごとに地域農業マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を作成し、その目標実現に向けた取組を展開してきたところである。今般の法改正（令和5年4月1日施行）により、マスタープランに代わり地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を策定し、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり300万円程度、補助従事者の所得を加えた農業経営として410万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,100時間程度、補助従事者1人あたり1,000～1,500時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関・団体や地域の生産組織が連携し、支援していくこととする。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等の具体的な経営の指標として、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得は、就業後間もない他産業従事者並の250万円程度を確保できる経営とし、年間労働時間は、主たる農業従事者並の2,100時間程度の水準とする。

4 市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業関係団体が、地域の農業振興を図るために行う自主的な取組を推進することを旨として、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、市農業再生協議会を中心として関係機関・団体と連携しながら、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、集落営農組織及びこれらの周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって地域農業のビジョンについて選択判断を行うことができるよう、各々の農業経営改善計画について、適正な指導及び誘導を相互の連携を綿密に図りながら推進していく。

次に、農業経営の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等が核となり地域の掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等の促進を図る。

また、これらの農地の流動化に関しては、市内全体で集団的土地利用が少ないことから、地域の農業者や関係機関・団体が、地域の実情を十分検討し、適正な農地の流動化が図られるように努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業、法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業（以下「農地中間管理事業及び特例事業」という。）、法第4条第3項に規定する農業経営基盤強化促進事業等の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主で農用地の利用集積が遅れている集落については、地域での話し合いと合意形成を促進する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、地域計画における話し合いを通じ、認定農業者の経営改善に資するよう役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成、農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質

的な作業単位の拡大及び土地利用の集積を促進することとし、農地貸借と作業受委託の両面が一体となり、意欲的な農業経営の規模拡大及び効率的な土地利用に資するよう努める。併せてより一層の集約的な経営展開を推進するため、農業協同組合、農業改良普及センター及び市の営農指導により、既存園芸作物の作型、優良な品種による高収益化や新規作目の導入、畜産経営の効率化、低コスト化を推進していくものである。また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として、受委託の促進を図ることにより、地域営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、経営の効率化を推進し、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、中山間地域での基盤整備が終了した地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織への誘導を推進し、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、その他副業的農家にも、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への農用地集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関・団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、効率的、安定的農業経営を目指す経営体及び周辺の支援農家の発展に寄与するための各種事業の導入、事業の実施が認定農業者等の経営の発展に資するよう、事業計画の策定において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 市は、市農業再生協議会、農業協同組合及び農業改良普及センター等関係機関の協力を受けて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化等、経営改善方策を提示しながら、重点的指導及び研修会の開催等を行う。

特に、本市の農業は温暖な気候や地域自然の特性を生かし、水稻を基幹に、施設型の野菜、花き、果樹、畜産等を組み合わせた複合型農業の振興と、地域特産物の生産拡大を図り、各地域の農業実態を勘案する中で適正な資金計画の下に施設への投資を行っていくなど、金融機関の融資担当者等による資金計画に係る研修等、綿密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却が課題になっている地域においては、新規の高収益作物の導入を図るため、市場関係者や農業協同組合担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する綿密な指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営の発展に結び付けるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を重点的に行

う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型について、次のとおり示す。

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

(1) 個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 1 水稻+野菜	<p><作付面積等></p> <p>水稻受託 1,500a ピーマン 30a</p> <p><経営面積> 1,530a</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター (50PS) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 動力噴霧機 1台 籾摺機・乾燥機・播種機 他</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同選別の実施 ・ピーマンは、露地栽培とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
No. 2 水稻+野菜	<p><作付面積等></p> <p>水稻 800 a きゅうり 10 a ねぎ 30 a ほうれんそう 10 a</p> <p><経営面積> 850 a</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター (30PS) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条) 1台 動力噴霧機 1台 籾摺機・乾燥機・播種機 簡易ビニールハウス 1,000㎡ 他</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・きゅうり、ほうれんそうはハウス栽培とする。 ・共同選別の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
No. 3 野菜	<p><作付面積等></p> <p>ミニトマト 20a</p> <p><経営面積> 20a</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター (25PS) 1台 動力噴霧機 1台 選別機 1台 ビニールハウス 2,000㎡ 他</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニトマトは、ハウス栽培とする。 ・法人経営 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
No. 4 野菜	<p><作付面積等></p> <p>いちご 35 a</p> <p><経営面積> 35 a</p>	<p><資本装備></p> <p>動力噴霧機 1台 ビニールハウス 3,500㎡ 高設ベンチ、養液土耕栽培システム 他</p> <p><その他></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

		<ul style="list-style-type: none"> いちごはハウス栽培とする。 法人経営 	実施	保
No. 5 水稲＋ 肉用牛	<作付面積等> 水稲 400a 牧草 500a 黒毛繁殖 40頭 <経営面積> 900a	<資本装備> トラクター (50PS) 1台 田植機 (4条) 1台 糶摺機、乾燥機、播種機 ロールベアラ 1台 畜舎 1棟 他 <その他> ・自給飼料生産用草地への還元、水稲生産農家との稲藁交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
No. 6 水稲＋果樹	<作付面積等> 水稲 800a りんご 60a <経営面積> 860a	<資本装備> トラクター (30PS) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条) 1台 スピードスプレイヤー1台 糶摺機・乾燥機・播種機 トラック 1台 他 <その他> ・りんごについては、わい化栽培とする。 ・共同選別の実施 ・共同防除の実施	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
No. 7 果樹	<作付面積等> りんご 100 a <経営面積> 100a	<資本装備> トラクター (20PS) 1台 トラック 1台 スピードスプレイヤー 1台 他 <その他> ・わい化栽培及び早生・晩生品種の組合せの実施 ・共同選別の実施 ・共同防除の実施	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
No. 8 花き	<作付面積等> 花き 30a 花壇苗 パンジー <経営面積> 30a	<資本装備> 軽トラック 1台 動力噴霧機 1台 ビニールハウス 3,000㎡ 他 <その他> ・法人経営	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

(2) 集落型の農業法人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 1 水稲+野菜	<作付面積等> 水稲（主食用米） 15ha 水稲（飼料用米） 14ha ピーマン 1ha <経営面積> 30ha	<資本装備> トラクター（50PS） 2台 田植機（6条） 2台 コンバイン（4条） 2台 動力噴霧機 1台 籾摺機・乾燥機・播種機 他 <その他> ・主たる従事者 2人 ・ほ場の団地化 ・必要に応じ、園芸品目、 農産加工、直売等関連事業の導入	・複式簿記記帳による経営 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 1 野菜	<作付面積等> きゅうり 20 a <経営面積> 20 a	<資本装備> 管理機 1台 動力噴霧機 1台 他 <その他> ・農地及びトラクターは賃貸借 ・きゅうりは、露地栽培とする。	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
No. 2 野菜	<作付面積等> ピーマン 20 a <経営面積> 20 a	<資本装備> トラクター（20PS） 1台 動力噴霧機 1台 簡易ビニールハウス 2,000㎡ 他 <その他> ・機械施設は中古 ・ピーマンは、雨よけハウス栽培とする。	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
No. 3 野菜+果樹	<作付面積等> ピーマン 10 a りんご 60 a	<資本装備> トラクター（30PS） 1台 管理機 1台	・複式簿記記帳により経営と	・休日制の導入 ・農繁期に

	<経営面積> 70 a	動力噴霧機 1台 他 <その他> ・ピーマンは、露地栽培とする。 ・共同選別の実施 ・共同防除の実施	家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	おける臨時雇用従事者の確保
--	----------------	---	------------------------	---------------

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営改善計画の達成に向け、単年度毎の取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践 ・ いわて農業経営相談センター等の専門家の積極的な活用 ・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・ 研修等による経営管理能力の向上 ・ 経営体質の強化のための自己資本の充実 ・ 経営内の役割の明確化 ・ 生産工程管理（GAP）の実施 ・ 必要に応じ、法人形態への移行 ・ 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・ 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保 ・ 作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保 ・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 ・ 法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- (1) 本市の振興作物である園芸作物などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や市総合営農指導センターに設置している営農相談窓口において相談対応等に取り組む。
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、営農相談窓口を中心とした、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地や農業用機械の取得に対する支援制度の情報提供、関係機関との連携による農業体験の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- (3) 農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び他産業者等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- (4) 本市農業の将来を担う幅広い人材確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信す

るとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する「半農半X」などの農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、営農相談窓口を中心とした受入体制の整備、関係機関と連携して取り組む研修の実施、交流会の実施等を行う。

2 市が主体的に行う取組

- (1) 本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、必要となる農用地及び農業用機械等の取得に対する支援制度等の情報提供、資金調達のサポートを行う。
- (2) 農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携し、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、地域の農業者との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- (3) これらのサポートを一元的に行うため、市総合営農指導センターに営農相談窓口を設置し、体制を構築する。
- (4) 新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加の促進や地域計画の修正等の措置を講じる。
- (5) 本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、基本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策及び市単独の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれるものに対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、営農相談窓口を主体に農業改良普及センターや農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械の取得に対する支援制度等の情報提供、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 農業改良普及センターは、新規就農者等の営農技術等の指導を行うとともに、必要なサポートを行う。
 - (2) 農業協同組合は、新規就農者等の営農技術等の指導や資金相談への対応を行うとともに、必要なサポートを行う。
 - (3) 農業委員会は、県農業会議や県農地中間管理機構と連携し、新規就農者等に対して、農地等の相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介及びあっせんなどを行う。
 - (4) 個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- ## 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- (1) 本市は、市農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、新規就農者等が必要とする情報を収集・整理し、農業経営・就農支援センターへ情報提供する。
- (2) 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内において、後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに新規就農者等が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

上記第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標及び農用地の面的な利用集積についての目標は、次のとおりである。

- 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
47 %	

- 2 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進しその割合が高まるよう努める。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、令和12年度とする。

- 3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標を達成するため、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区及び市農業再生協議会等の関係機関及び関係団体が緊密に連携し、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引き受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた農地の利用集積の取組を推進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、地域計画の策定を通じ、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図る。

なお、農用地の利用の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際には、既存の認定農業者の規模拡大努力の成果に、十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域

における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用改善については、次により進めることとする。

- (1) 基盤整備が終了した地区においては、水稻や大豆などの作付けが中心となっており、認定農業者や集落営農組織等に農地利用集積が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の利用集積を促進することが重要となっている。

このため、市は、関係機関及び関係団体との連携の下、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまりをもった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう農用地の集積の加速に努める。

- (2) 中山間地域や担い手不足地域では、水稻を中心に野菜・果樹等の自給的複合経営を行っており、農地利用集積が遅れている状況である。

これらの地域では、個々の経営体による農作業が中心であり、戸別の農業用機械所有など高コスト体質が課題となっており、今後は作付けの集団化、農作業の共同化を図ることが重要となっている。

このため、市は、関係機関及び関係団体との連携の下、地域全体での農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリア等の設定を促進するとともに、蜜源利用や省力栽培による農用地の保全等の取組を進めるよう努める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、岩手県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 県営ほ場整備事業等で基盤整備された地域においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び特例事業を重点的に実施し、担い手農業者が集約された農地で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する中で、農業担い手不足の下で多発している耕作放棄地、遊休農地等の解消や農地の多面的機能等有効活用に努める。

さらに、市内の農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参加を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、岩手県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置する。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまでマスタープランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) 市は、地域計画の策定に当たって、岩手県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的な取組を推進するため、地域関係農業者の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動

の領域の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落又はその一部）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者等とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えている者は、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ 農用地利用規程に定められた認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の①に規定する団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、認定農業者等に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、その実施区域において農業上の利用の程度が周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に努める。

② 市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手農家の女性を中心に女性の能力を十分に発揮させるための研修を推進するなど、農業経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相

談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地の利用については農地中間管理事業及び特例事業などの活用、技術指導及び経営指導については農業協同組合、農業改良普及センター及び市総合営農指導センターが重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成する。

さらに、青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

なお、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 4 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件の整備を図る。

イ 市は、地域計画の実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営体の育成を図ることとする。特に、集落における農地の保全・営農、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 市は、農業農村の基盤をなすほ場整備、道路、用排水路及びコミュニティ施設等の整備を図り、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 市は、施設や指導体制の整備を図り、新規就農者及び地域農業の中心的な役割を担う経営体を育成し、農業経営の近代化を確立するように努める。

オ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、行動計画と併せて年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営

の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成20年5月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年5月1日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成28年10月1日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
- 8 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。